

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きる翌日)
(当日起きる翌日)

目 次

◆告 示 鳥獣保護区の存続期間の更新(造林課)

告 示

鳥取県告示第三百六十三号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令(昭和二十八年政令第二百五十四号)
第一条第二項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間
を更新したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農
林省令第百八号)第二十条の規定により告示する。

平成2年3月27日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	区 域	存 続 期 間	面 積
鵜ノ池 鳥獣保 護区	日野郡日野町下黒坂地内の町道黒坂 藪津線と町道矢倉線との交点を起点とし、 坂から県道黒坂溝口線を通ずる山道(通 称鵜ノ池尻山道)に至り、同山道を西方 に進み、県道黒坂溝口線に至り、同県道 を北東に進み、矢倉峠を経て溝口町福岡 地内の山道(旧二部村道芦谷線)との交 点に至り、同点から同山道を南東に進 み、日野町との境界を経て林道大谷線に 至り、同林道を南方に進み、町道下黒坂 線に至り、同町道を西方に進み、町道下 榎柿ヶ瀬線との交点に至り、同点から下 榎安原水路を西方に進み、日野町根妻地 内の根妻水路に至り、同水路を日野川左 岸に沿って南西及び西方に進み、藪津橋 に至り、同橋から町道黒坂藪津線を西方 に進み、起点に至る線により囲まれた一 円の地域	平成二年三月 三十一日から 平成十二年十 月三十日ま で	七三八ヘク タール